

○万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年9月30日

規則第88号

改正 平成26年3月31日規則第33号 平成31年3月29日規則第32号

注 平成31年3月29日規則第32号による改正は、平成31年10月1日から施行のため、本文に直接改正を加えないで、改正文を当該条文の末尾に枠で囲って掲げた。

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第108号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（事業報告書）

第3条 条例第22条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 万国津梁館（以下「津梁館」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 津梁館の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（附属設備の利用料金の基準額）

第4条 条例別表第2項の知事が定める額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例別表の備考の4の実費に相当する規則で定める額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、津梁館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請に必要な申請書等）

2 条例附則第4項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第33号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第32号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額（円）
会議基本設備セット	サミットホール音響・照明等セット	1式	48,340
	オーシャンホール音響・照明等セット	1式	41,140
	オーシャンホール分割音響追加セット2分割	1式	7,200
	オーシャンホール分割音響追加セット3分割	1式	9,250
	サンセットラウンジ音響・照明等セット	1式	15,420
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	1,230
	ワイヤレスピンマイク	1本	1,230
	ダイナミックマイクロホン	1本	610
	バウンダリーマイクロフォン	1本	1,230
	コンデンサーマイクロフォン	1本	610
	デジタルオーディオテープデッキ	1台	1,230
	CD、MD、カセットデッキ	各1台	1,230
映像デッキセット	1式	1,850	

○万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則

	DVD、ビデオデッキ	各1台	1,230	
映写設備	液晶プロジェクターセット（常設及び高性能移動用）	1式	30,850	
	液晶プロジェクターセット（移動用）	1式	15,420	
	液晶プロジェクター（5,000ルーメン以上）	1台	29,820	
	液晶プロジェクター（5,000ルーメン未満）	1台	14,400	
	オーバーヘッドプロジェクター（OHP）（スタンド付）	1台	2,050	
	オーバーヘッドカメラ（OHC）150万画素（スタンド付）	1台	1,540	
	オーバーヘッドカメラ（OHC）41万画素（スタンド付）	1台	1,020	
	スライドビデオトランスファー（スタンド付）	1台	1,020	
	移動用スクリーン	1台	920	
	常設スクリーン（サミットホール、オーシャンホール）	1台	1,540	
同時通訳設備	プロジェクタースタンド	1台	1,020	
	スキャンコンバーター	1台	5,140	
	スイッチャー	1台	1,540	
	同時通訳セット	1式	27,770	
	会議セット	1式	6,170	
	通訳機器セット（1ヶ国ごとに追加）	1式	6,170	
	同時通訳会議追加セット	1式	2,050	
	会議参加者用ユニット（10台1セット）	1式	1,020	
	イヤホン付受信機（10台1セット）	1式	3,080	
	イス・テーブルセット（テーブル25台・イス75脚）	1式	7,200	
イス・テーブル	イス	1脚	510	
	テーブル	1台	510	
	飾りテーブル 六角形（大）	1脚	2,050	
	飾りテーブル 六角形（小）	1脚	1,020	
	パーカウンター	1脚	5,140	
	受付カウンター	1脚	2,570	
	サミット用イス	1脚	6,680	
	サミット用テーブル	1台	51,420	
	演台	1台	610	
	花台	1台	610	
その他	司会者台	1台	510	
	ポータブルステージ	1台	1,020	
	金屏風（一面W685 H2090×6折）	1双	3,080	
	パーティション（1枚）	1式	1,020	
	パーティション（10枚）	1式	5,140	
	パーティションポール	1台	1,020	
	サインスタンド	1台	610	
	レーザーポインター	1台	510	
	姿見	1台	1,020	
	案内板	1台	510	
	パテーションポール	1台	510	
	ホワイトボード（黒板を含む）	1台	510	
	パラソル	1台	510	
	屋台	1台	5,140	
	披露宴用スカート	1台	1,020	
	ポールスタンド（国旗用）	1台	510	
	卓上国旗	1台	510	
	パーティー基本設備セット	1式	10,280	
	パントリー設備	パーティー	1式	10,280
		コーヒープレイク等	1式	3,080

○万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則

備考

- 1 附属設備利用料金の基準額は、1日における利用の額とする。
- 2 イス・テーブルセット、イス又はテーブルの基準額は、サミットホール、オーシャンホール、サンセットラウンジ又は貴賓室で利用する場合の額とする。
- 3 サミット用テーブルの利用料金の基準額には、組立て料は含まない。

注 平成31年3月29日規則第32号により、平成31年10月1日から施行別表第1中「48,340」を「49,230」に、「41,140」を「41,900」に、「7,200」を「7,330」に、「9,250」を「9,420」に、「15,420」を「15,700」に、「1,230」を「1,250」に、「610」を「620」に、「1,850」を「1,880」に、「30,850」を「31,420」に、「29,820」を「30,370」に、「14,400」を「14,660」に、「2,050」を「2,080」に、「1,540」を「1,560」に、「1,020」を「1,030」に、「920」を「930」に、「5,140」を「5,230」に、「27,770」を「28,280」に、「6,170」を「6,280」に、「3,080」を「3,130」に、「2,570」を「2,610」に、「6,680」を「6,800」に、「51,420」を「52,370」に、「10,280」を「10,470」に改める。

一部改正〔平成26年規則33号〕

別表第2（第4条関係）

持込み器具電力利用料金（1日当たり）

区分	単位	基準額（円）
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,020

注 平成31年3月29日規則第32号により、平成31年10月1日から施行別表第2中「1,020」を「1,030」に改める。

一部改正〔平成26年規則33号〕

別記様式

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所 在 地

団体の名称

代表者の氏名

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

万国津梁館の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、万国津梁館の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。